ホームページでも他のセミナー詳細がご覧いただけます（セミナーのお申込もできます）
http://www.kinyu.co.jp

回覧				

外国人技能実習適正化法の対策実務

～受入れ企業を下請けとする大企業の各担当者必聴、受入れ企業・監理団体は勿論～

講師 蔵元左近（くらもとさこん） 氏

オリック東京法律事務所・外国法共同事業所属
弁護士・米国ニューヨーク州弁護士

日時　平成30年2月8日（木）午後2時00分～午後5時00分

現在、日本企業では人手不足の傾向が強まっており、労働力として外国人労働者のニーズが大きいといわれています。その中で、我が国の外国人技能実習生の受入れ人数は拡大しており、現在では 20 万人を優に突破しています。

一方、外国人技能実習生には、最低賃金を遥かに下回る残業代しか支払われない等の労働実態の存在や、パスポートの取り上げ、強制貯金、職場におけるパワハラ・セクハラ等の様々な人権侵害行為が行われているという国内外からの批判が少なくなかったことから、政府も適正化に本腰を入れることになり、2017 年 11 月に外国人技能実習適正化法が施行されました。同法では、技能実習制度の適正化を図るため、受入れ企業や監理団体への監視を強化したほか、技能実習生による申告・通報を可能にしました。他方、実習期間が最長 3 年から 5 年に延長され、対象職種が拡大されています。

今後、当局はこれまでよりも厳格な取り締まりを行うことが予想されます。また、2017 年 12 月には、外国人技能実習生の受入れ企業の元請け企業が報道をきっかけにネット上で非難を受け、プレスリリースを出すに至る事件が発生しています。

そこで、今回は、企業の危機管理をサポートしている弁護士の立場から、受入れ企業・監理団体の担当者の他、受入れ企業を下請けとしている大企業の担当者向けに、外国人技能実習適正化法の重要ポイントを解説します。さらに、仮定のケースを基に、企業担当者としてどのような対応をすれば良いのかのシミュレーションを行い、聴講者と対応策を議論・検討します。

1　外国人技能実習制度の概要
2　外国人技能実習適正化法（新制度）の重要ポイント
　：旧制度との比較を交えて
　(1) 監理団体や実習実施者の義務・責任
　(2) 外国人技能実習生の保護の強化
　(3) 外国人技能実習機構の活動
　(4) 優良な監理団体・実習実施者に対する拡充策
3　監理団体、実習実施者、大企業のそれぞれの立場における対策実務
4　仮定のケースを基にしたシミュレーション
　～質疑応答～

※法律事務所関係者のご出席はご遠慮ください。

【講師紹介】米国・シンガポールでの駐在経験を生かし、国内ならびに海外での投資・M&A、コンプライアンス、紛争案件等の企業法務全般を取り扱う。近時は、海外展開する日本企業のニーズを踏まえ、国内・国際両面に目配りした危機管理案件、ガバナンス体制の構築についての助言、グローバル・コンプライアンス体制の強化プランの策定、ESG 関連法務にも注力している。日経新聞には、法務関連の記事で随時コメントが掲載されている。第 6 回「新日本法規財団奨励賞」優秀賞を受賞（連載「ステークホルダー対応の最前線」）。

主な著作、論文等：『最新クロスボーダー紛争実務戦略』（共著、2016 年 7 月）、「ステークホルダー対応の最前線」（『NBL』、2016 年 1 月から現在まで連載中）、「日本企業のための海外進出マニュアル」（『帝国ニュース』、2015 年 11 月から 2016 年 3 月まで隔週連載）、「改正会社法施行規則及びコーポレートガバナンス・コード下におけるグローバル・コンプライアンス体制の整備―監査役会設置会社の視点から―」（『会社法務 A2Z』、2015 年 10 月）、「グローバル・コンプライアンス体制の強化プラン」（『ビジネス・ロー・ジャーナル』、2015 年 10 月）等多数。講演も多数実施。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

■主催　経営調査研究会
■後援　金融財務研究会
http://www.kinyu.co.jp

Facebook：http://www.facebook.com/keichoken
Twitter：https://twitter.com/#!/keichoken
Blog：http://keichoken.blogspot.com/

開催日

平成３０年２月８日（木）
１４：００～１７：００

会　　場

茅場町･グリンヒルビル
金融財務研究会本社 セミナールーム
東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8
TEL　03-5651-2030
地下鉄東西線・日比谷線 茅場町駅
６番出口より徒歩１分
（開場は開演の３０分前です。）

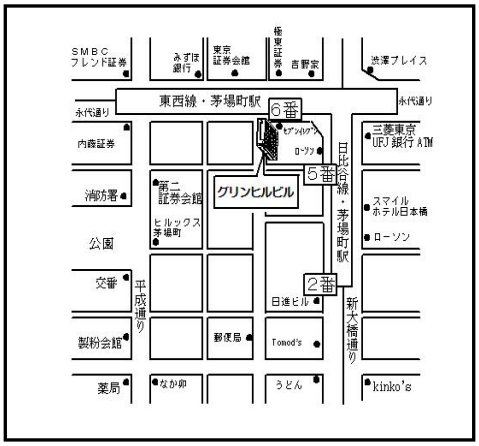

参 加 費

１名につき３４,６００円
（消費税、参考資料を含む）
１社２名以上同時に参加お申込みいただいた場合、お２人目から１名につき２９,０００円。後日追加申込みが予定されている場合はその旨ご連絡下さい。

申 込 先

経営調査研究会　ホームページ http://www.kinyu.co.jp/
〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町 1-10-8 グリンヒルビル
TEL　03-5651-2033　**FAX　03-5695-8005**

申込方法

ファックス又は郵便にて参加申込書をお送り下さい。上記ホームページの申込欄からもお申込いただけます。折り返し、受講証と請求書を郵送致します。参加費は下記の普通預金口座に開催日前日までにお振込み下さい。（但し経理の都合等で間に合わない場合は、ご連絡いただければお待ちいたします。）参加費の払戻しは致しませんので申し込まれた方がご都合の悪い時は代理の方がご出席下さい。又当日ご参加になれなかった場合、当社および金融財務研究会主催の他のセミナーに無料でご出席いただけます。(但し新しいセミナーの参加費との差額が 2,000 円以上の時は差額をお支払いいただきます。また、振替は１年以内にお願いいたします。)

ご記入いただきました個人情報は、当社および関係会社の受講者名簿の整備や今後開催されるセミナーのご案内等に使用します。

振込口座

普通預金　口座名　(株)経営調査研究会

三菱東京 UFJ 銀行	八重洲通支店　0602180	三井住友銀行	東京中央支店　3207281
みずほ銀行	京橋支店　1813877	三菱 UFJ 信託銀行	日本橋支店　1979947

切らずにこのままお送り下さい

FAX　03-5695-8005

◆参加申込書◆

外国人技能実習適正化法の対策実務
２／８

平成　　年　　月　　日

ご連絡・講師へのご質問等ご記入下さい				
	会　社　名	TEL FAX E-Mail		
	所　在　地	〒		
	参加者ご氏名		部課名	
	〃		〃	
	〃		〃	
	〃		〃	
*セミナーコード 0259（Law-300259）	書類送付先 （同上の場合記入不要）	ご担当者　　部課名 TEL　　FAX		

お申込の翌日には「受講証・請求書」を発送しておりますが、お手元に届かない場合は、弊社までご連絡下さい。